

連続差別事象について

大阪市人権啓発・相談センター

1 内容

平成27年4月中旬から5月25日にかけて、同和問題に関して露骨な差別表現が記載された文書が、大阪市をはじめ、府内のいくつかの市において広域的、連続的に配布される極めて悪質な事象が発生し、市内では、本市施設や事務所等に郵送されるとともに、複数区にわたり市営住宅の集合ポスト等にも投函された。

2 発生状況

大阪市内

郵送：7か所

ポスト投函：市営住宅25棟 投函枚数については確認できていないが、
全戸数に投函された模様

大阪市外

郵送：10か所 ポスト投函：5か所 その他：2か所

3 市の対応

全所属に当該事象を説明し、連絡・対応体制を設置

連続差別事象に対する市民の方へのメッセージを市ホームページに掲載（平成27年
5月29日）し、市の認識と通報体制を周知

大阪府・関係市町村と連携し、今後の対応について協議している。

連続差別事象について

市民の皆さまへ

大阪市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が自己実現をめざして、生きがいのある人生を創造できる自由・平等で公正な社会を実現していくため、大阪市人権行政推進計画に基づき、市民のみなさまのご理解とご協力を得ながら、人権施策を積極的に進めてきているところです。

しかしながら、この4月中旬から同和問題に関して露骨な差別表現が記載された文書が、大阪市をはじめ、府内のいくつかの市において広域的、連続的に配布される極めて悪質な事件が起きています。市内では、本市施設や事務所等に郵便で送付されるとともに、複数区にわたり市営住宅の集合ポスト等にも投函されております。

結果として、多くの方が差別文書を手にする事となり、不快感や強い憤りを持たれたものと思います。市としましても、人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利を保障することが幸福な人生をおくるうえで欠かすことのできないものであり、市民の皆さまに誤った認識や偏見を植え付け、差別意識を煽るような差別文書を広く配布する行為については断じて許すことができないと考えており、現在、全市的な連絡体制を設け、また、大阪府、大阪法務局など関係機関とも連携して対応しています。

市民の皆さまにおかれましても、差別文書を発見されたときには、こうした行為を許さず、すみやかに区役所、もしくは人権啓発・相談センターに通報いただきますよう、よろしくお願いいたします。

今後とも、市としまして、「人権が尊重されるまち」になったと実感できる大阪の実現をめざして、実効性のある施策を一層推し進めてまいりますので、市民の皆さまのご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。